

7. 評価委員会の総括的意見

(1) 施設管理のあり方について

- 指定管理制度における経費縮減の効果は上がっているが、一定程度以上にこれを求めると、施設自体が機能しなくなるおそれがある。次期の指定管理者の指定に当たっては、このことを十分に踏まえて対応されることを希望する。また、その際、利用料金制度の導入についても検討してはどうか。
- 文化施設については、いずれも専門性の強い博物館であるので、専門家・研究者等に向けては調査研究の成果を含む全国的な情報伝達を行い、一般区民に向けては理解しやすい内容の普及活動の方法を、それぞれ工夫することが望ましい。
- アンケートについては、それぞれの施設の性格に応じた内容とし、事後の施設運営へ反映させることが望ましい。また、各施設のホームページにも意見欄を設けることを検討してもらいたい。
- 財務諸表については、指定管理団体全体のものしか資料がないことが多く、施設ごとの評価が難しい場合がある。可能な範囲で個別の財務諸表の用意が望ましい。
- 指定管理者制度を導入することにより、専門的知識や技術をもった担当者が多く配置され、利用者へのサービス向上も期待できる。利用者の声を反映し、現場の視点や発想を生かすため、今まで以上に区との連携を高めていくことが必要である。
- 施設運営において指定管理者が安定かつ継続的に事業運営を行うことは望ましいが、一方でその歴史文化や伝統を守ろうとすることにより、変革することが難しくなる印象がある。時代の変化に敏感に反応し、常に独自性を持って取り組む必要がある。

(2) 評価の進め方等について

- 全ての対象施設を視察したため、評価の観点を具体的な視点から診断することができた。今後可能であれば、各担当課が作成した区による評価シートの内容について、委員が十分な理解をする場として、視察前に担当課とのヒアリングがあると、よりの確な評価ができるように思う。そのうえで、評価委員会の議を経て判断することが望ましいように考える。
- 施設の視察の際には、「利用者の満足度」の把握のために、直接利用者へヒアリングできる機会があれば、より現実的な評価につながると考える。
- 評価の基準として利用者数や収益が対象となることが多いと思うが、地域性や施設の設置目的、理念等々を勘案し、表に現れる数字にこだわらない評価が必要だと考える。たとえば、一見無駄に見えるようなものでも、その施設の専門性、安全性や基本理念を支えるものは必要であるし、評価されて然るべきである。また、そのことを広報することも大切である。
- 評価施設については、基本協定書や事業報告書のみで捉われず、その施設の設置目的や特性、魅力をどれだけ引き出し運営しているかを把握できるように資料や説明を工夫する必要がある。